

標準と知財のバランス

— 標準化団体における IPR Policy をめぐる対立と議論から見えるもの —

福岡則子 (パナソニック IP マネジメント株式会社 ライセンス部 エグゼクティブアドバイザー)

Balance Between Standards and Intellectual Property : What Appears from the Discussion and Confrontation Over the IPR Policies in Standardization Bodies

Noriko Fukuoka

Executive Adviser, Licensing Department, Panasonic Intellectual Property Management Co., LTD.

【要旨】 本稿は標準必須特許 (SEP¹) に関わる係争が多発するなかで、係争解決策を模索した国際標準化団体で行われた議論を取り上げる。司法・競争当局で FRAND 宣言特許の差止請求権の可否や FRAND の解釈が議論されるなか、標準化団体では FRAND 宣言の明確化のため、IPR ポリシーを再検討する議論が ITU IPR Adhoc や ETSI の場で国際的な規模で行われた。IPR ポリシーは標準と知財のバランスを定めるための重要な指針であるが、議論を通じて、FRAND 宣言と差止請求権の可否、FRAND の解釈議論など対立点が明確になった。筆者はそれらの議論に直接参加し、議論に貢献することができた。さらに、米国での標準化団体 IEEE において IPR ポリシーをめぐる議論の錯綜にも立ち会うことができた。それらの議論を振り返り、対立の構造、標準化団体が果たす役割と意義、標準化団体における議事運営のあり方について分析・考察する。

【キーワード】 標準化団体 FRAND IPR ポリシー ITU IEEE

【Abstract】 This paper analyzes discussions in international standards bodies seeking solutions to disputes related to standard essential patents (SEPs). While the judicial and competition authorities are discussing availability of an injunction by FRAND declared patents and the interpretation of FRAND, discussions on IPR Policies took place on an international scale at the ITU IPR Adhoc and ETSI in order to clarify the FRAND declaration. The IPR policy is an important guideline for determining the balance between standards and intellectual property, but through discussions, conflicts on the FRAND declaration, the propriety of injunctions, and the interpretation of FRAND were clarified. The author participated directly in those discussions and contribute to them. In addition, I was able to witness the confusion over the IPR policy at the IEEE, a standards body in the United States. Looking back on those discussions, we will analyze and consider the structure of the conflict, the role and significance of the standardization body, and the ideal way of proceedings in the standardization body.

【Keywords】 Standard Developing Organization (SDO) FRAND IPR Policy ITU IEEE

1. はじめに

インターネットから IoT と ICT 産業の発展が著しいなか、通信規格必須特許に関わる係争が多発している。2G, 3G, 4G (LTE) とこれまでの通信規格標準化を担ってきた企業と、出来上がった通信規格

を利用しその上に新たなサービスを追加してスマートフォンや配信・検索サービス事業を構築する米国 IT 企業が、その通信規格の必須特許を巡って対立している。さらに近年は、この対立に加えてコネクテッドカー事業の立上げをはかる自動車産業が参入して対立が複雑化している。それらはすべて通信規格という標準を利用して、どのように事業に結びつ

けてゆこうかという競争の世界である。しかし、標準化団体においては、標準策定を支える技術貢献者と標準普及を支える実施者の双方の利益バランスを図り、持続可能な標準化活動を維持するために、IPR ポリシーが議論されている。本稿では従来の通信規格標準を担ってきた企業とその標準を利用する企業の対立がどのようなものか、さらに標準化団体がどのような役割を果たすべきなのか、標準化団体での議論から分析する。

2. 標準化団体²の知的財産取扱い規定 (IPR ポリシー)

標準化団体は、それぞれの分野で標準を策定するため、参加メンバーを募り、要求仕様を議論・審議し、規格書としてまとめ、公開・配布する独立した団体である。最善の技術ソリューションを追求する標準化活動では、特許で保護された発明が検討対象とならざるを得ない環境である。そのため、標準に含まれる特許権等の取扱いルール (IPR ポリシー) を事前に取り決めておくことが重要となる。この目的は①標準の普及を図るため、標準に含まれる特許発明を利用可能にし、標準技術を実施するための投資リスクを最小限にすること、②標準への技術貢献を促進するため、標準が使用する特許権への適切な代償を尊重することであり、③標準への技術貢献と普及のバランスを確保することである³。

代表的な IPR ポリシーとして ITU/ISO/IEC 共通特許ポリシー (2007)⁴がある。これは ITU-T の IPR ポリシーを参考にしながら、それまで整合の取れていなかった国際標準化団体 3 団体の IPR ポリシーを見直し 2007 年に策定されたものである。同文書は 2 つの文書から構成される。行動規範 (Code of Practice) と実施のためのガイドラインである⁵。行動規範はメンバーを拘束するが、ガイドラインは非拘束である。

行動規範は、世界規模でテクノロジーとシステムの互換性を確保するため、成果物、そのアプリケーション、使用法などを誰もが利用でき、標準に含まれる特許に誰もがアクセスできることを目的とする。特許から生じる詳細な取決めはケースごとに異

なる可能性があるため、関係者間の交渉に委ねられる。内容は以下の通りである。

1. ITU/ISO/IEC は提供された情報の有効性を判断しないが、ITU/ISO/IEC に参加する当事者が既知の特許及び特許出願を、自身のものか他社のものかを問わず、ITU/ISO/IEC に情報提供することを求める。
2. 標準と特許との関係は以下の 3 つの状況がある

Type 1: 特許権者は被差別的かつ合理的な条件で無償の実施許諾を他社と交渉する意思がある。(RANDz = RAND Zero と呼ばれる)

Type 2: 特許権者は被差別的かつ合理的な条件で他社と実施許諾を交渉する意思がある。(RAND)

Type 3: 特許権者は Type 1, Type 2 のいずれの条項にも従う意思がない。

3. 特許権者は上記 Type 1-3 のいずれを選択するかについて、所定の書式でライセンス宣言書を対象となる団体に提出しなければならない。

現在この共通特許ポリシーは広くさまざまな標準化団体に規範として受け入れられている。

3. 標準化団体における標準と知財の議論

3.1. FRAND 宣言特許に係る係争 (2000 年代)

標準と特許のバランスで、最も注目されなければならないのは (F) RAND ((Fair,) Reasonable and Non-Discriminatory) 宣言⁶をめぐる議論であろう。その議論の発端はスマートフォンを巡る特許戦争にあった。2007 年の iPhone 発売に追従して、Windows Phone, Android Phone が市場に登場し、三大陣営 (Apple, Google, Microsoft) の知財係争が激化した。通信技術の特許ポートフォリオを新たに確保しようとする 3 社に通信関連特許の買収合戦が起こり⁷、関連特許の流通が加速して価格が高騰した⁸。三大陣営の対立激化のなか、FRAND 宣言特許にもかかわらず差止請求をすることを問題視し、調査に乗り出したのが欧州委員会である。2012 年 1 月 31 日に欧州委員会は Samsung に対して調査開始を宣言した⁹。その理由は、Samsung が標準化団体

ETSI に FRAND 宣言を提出している特許に基づいて差止を請求している行為が、EU 競争法 (TFEU) 102 条に規定する支配的地位の濫用に当たるかどうかを審査するためであるとしている。さらに、2012 年 4 月 3 日には Apple と Microsoft からの訴えに基づいて、Motorola に対して調査を開始することが宣言された¹⁰。

一方米国では FRAND 宣言特許による差止請求を却下する判決が下された。2012 年 6 月、Apple と Motorola (Google) 間の特許訴訟においてイリノイ地裁は、FRAND 宣言は FRAND ロイヤリティが特許使用に対する適切な代償であると認めていることであり、差止を請求できる権利はないと判示した¹¹。FRAND 宣言のもと差止請求権の存在が制限される時代背景でもあった。

3.2. ITU Patent Roundtable¹² (2012 年)

FRAND 宣言特許による差止請求権をめぐる議論の高まりを受け、2012 年 10 月 10 日にスイス・ジュネーブで ITU Patent Roundtable が開催された。世界各国の標準化団体・行政機関・大学・企業など幅広い参加があった。

3.2.1. 参加者

<参加者リスト>

標準化団体	ETSI, IEC, IEEE, ISO, ISOC, ITU, JISC, TIA, TTA, TTC
行政機関	Brazil National Institute of Intellectual Property, China National Institute of Standardization, EPO, European Commission, Korea FTC, JETRO, US DOJ, US FTC, USPTO, WIPO
企業	Alcatel-Lucent, Apple, Broadcom, Cisco Systems, Dolby Laboratories, France Telecom, Google, HP, Huawei, Intel, Interdigital, Microsoft, Motorola Mobility, Nokia, Nokia Siemens Networks, NTT, Orange, Panasonic, Philips, Qualcomm, Research in Motion, Samsung, Ericsson
大学	Berkeley University, Berlin University of Technology, Brazil Federal University of Santa Catarina, Eindhoven University of Technology, Trento University, University of Aberdeen

3.2.2. ITU Patent Roundtable で討議された課題

同会議で共有された課題は (1)FRAND 宣言の趣旨からみた差止救済の可否、(2)Reasonable (合理的) の明確化、(3)FRAND 環境における Reciprocity (互

恵条項)、(4)FRAND 宣言の移管・譲渡の 4 つであった。そのうち、(1) と (2) に意見が多く出された。(1) SEP への差止請求権はホールドアップの懸念があるとの主張と、SEP の差止請求権を制限することは標準化活動への参加意欲を減退させるとの対立があった。(2)Reasonable については、市場状況や商慣習など個々の事情で異なるため、事前に Reasonable とは何かを定義することは難しいが、より透明性・統一性のある解釈はできないかが議論となった。

ITU TSB Director は会議の総括で、ITU IPR Ad-hoc Group に継続討議を要請した。

同会議でその後の議論に大きな影響を与えたのは米国司法省 (DOJ) 反トラスト局ヘッセ局長である。その主張の “Six Small Proposals for SSOs before Lunch”¹³ ではホールドアップを防止する観点から、差止請求権の制限、標準化団体による FRAND 条件のガイドラインの作成、FRAND 宣言の特許譲受人への承継、などを提案した。この提案はのちの IEEE IPR ポリシー改定に大きな影響を与えた。

3.3. オバマ大統領の米国国際貿易委員会 (ITC) 決定に対する拒否権発動 (2013 年)

ITU Patent Roundtable の一年後の 2013 年、差止請求権の行使について大きなできごとが起きた。当時オバマ政権下では、パテントトロールによる特許訴訟が多発しており産業の発展が阻害されると危惧されていた。そのようななか ITC は 2013 年 6 月 4 日にサムスンと Apple の係争において、サムスンの主張を認め FRAND 宣言特許の侵害を確認し、Apple の FRAND ディフェンスが立証不十分として Apple 製品を差止める判断を行った。

この決定に対しオバマ大統領は ITC 設立以降初めて拒否権を発動し、輸入及び国内流通の制限を承認しないと ITU に通知した¹⁴。その通知文書では、DOJ・USPTO による FRAND 宣言特許への救済の在り方についての共同ポリシーステートメント¹⁵を引用し、FRAND 宣言特許による HOLP-UP 発生の潜在リスクを強調した。そして ITC に対し、今後 FRAND 宣言された SEP が関わる事例では特定の救済が公益に当たるかどうかを自らの主導性を発揮して徹底的にかつ慎重に審査し、行政判事との手続及

び委員会での調査に関連した包括的な事実記録を積極的に当事者に求めることを要請した。これにより米国が SEP の差止請求権を制限する方針であることが明確となった。

3.4. ITU IPR Ad-hoc と ETSI IPR Committee における議論 (2013 年～2015 年)

ITU と並んで重要な通信技術の標準化団体として欧州の情報通信標準化団体 ETSI がある¹⁶。2つの団体での標準と特許のバランスをめぐる議論は相互に影響を与えながら欧州を中心に進行した。ITU Patent Roundtable のあと、ITU IPR Ad-hoc は 2013 年に 7 回¹⁷開催された。そこでの最大の論点は差止請求権の取扱いであった。

3.4.1. 差止請求権

最重要の議題は FRAND 宣言を行った SEP に基づく差止請求権を制限すべきか否かという論点であった。誠実に交渉する実施者 (Willing to license) に対して差止請求権を行使することは禁止すべきだという意見と、差止請求権が禁止されれば交渉の意図的遅延やライセンス拒否 (HOLD-OUT) が放置されるという意見が対立するなか、Willing to license と HOLD-OUT (Reverse HOLD-UP) をどのように区別し、制限するかが議論された。

例えば米国司法省は「差止請求権を有することは尊重するが、RAND 趣旨においては差止による救済を受ける権利は厳密に必要なもののみに限定されるべきである」という意見を提出した。一方、差止請求権に対する制限は限定的であるべきとする意見があり鋭く対立した。

前者の差止禁止案の提案は次の通りである。二者間交渉が決裂し訴訟となり、第 1 審で特許有効で侵害の判決がなされても控訴・上告されている間及び特許の有効性・侵害性が審理されている間は、FRAND 宣言した特許での差止請求権は禁止される。但し、最終審で特許の有効性・侵害が確定し賠償額が決定したにもかかわらず実施者が支払いを怠った場合には差止請求権を行使できる。しかし、この案では、裁判所や特許庁で議論している限り差止は求めることができないため、3 年から状況によっては 10 年近く差止を請求できない。商品サイ

クルが短い ICT 業界で 3 年以上差止を請求できないということは、技術のただ乗りが放置され、誠実にライセンスを取得した者が市場競争で不利になるという不合理な競争環境となることを意味するとの反論が出された。

後者の差止擁護派の提案は以下の通りである。誠実にライセンス交渉に臨んでいる実施者に対しては差止請求権を行使すべきではないが、悪意の侵害者に対しては差止が制限されるべきではないという考えに基づく。特許権者がライセンスオファーした後、一定期間内 (例えば 60 日以内) に FRAND 条件でライセンスを受ける意思があることを書面で回答し、二者間交渉が決裂した際には第三者に FRAND ライセンス条件の裁定を求めることに同意し、裁定者の決定に基づき契約を履行している限り特許権者はその交渉中及び裁定中に差止を請求することが禁止されるという案である。

差止擁護派の提案は、Willing to License を定義し、その条件を満たす場合には差止めを請求できないとする案である。

2013 年当時の寄書の内容から ITU IPR Ad-hoc 会議における差止禁止派と差止擁護派のメンバーを図 1 に示す。

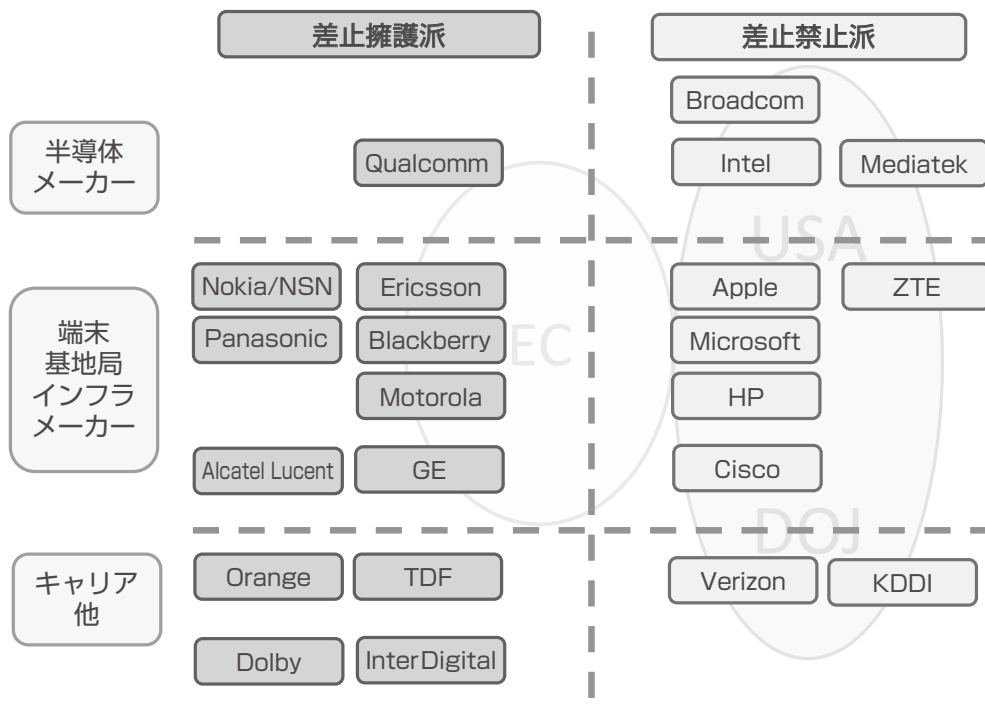
差止擁護派は情報通信関連規格標準化活動を主導し技術提案を行ってきた企業¹⁸が主であり、他方差止禁止派は新たに通信規格を活用して通信事業に参入してきた企業が主となっている。スマートフォン市場で競合する三大勢力 (Apple / Microsoft / Google) 間の特許戦争が契機となって炎上した FRAND 宣言議論であるが、通信規格を構築してきた企業と、通信規格を利用して IT・配信サービスの新規ビジネスを拡大しようとする米国企業との対立構図に変化していることがこの図から見えてくる。

3.4.2. 合理的ロイヤリティ

差止請求権とならんで重要な論点となったのは合理的ロイヤリティの定義である。FRAND 宣言という Reasonable (合理的) について、どのように評価すべきなのかが ITU IPR Ad-hoc や ETSI IPR Committee で議論された。

その議論の対立を整理すると以下ようになる。

図 1 ITU Ad-hoc 差止請求議論対立の構図



差止禁止派の意見	差止擁護派の意見
合理的ロイヤリティは、特許発明の製品に対する貢献に基づいて評価されるべきであり標準に採用されたことによる価値を含めるべきではない	合理的ロイヤリティは、研究投資と標準化参加貢献への十分かつ公平な報酬と継続のインセンティブを与えるものであるべき
ロイヤリティベースは、特許を実施する最小販売ユニットの価格をベースにすべき	特許発明の製品全体に及ぼす貢献・寄与を無視すべきではない
特許権者は特許1件毎 (Patent-by Patent) のライセンスを供与すべき	必須特許群 (Patent Portfolio) ライセンスが合理的である

合理的ロイヤリティの定義化は難航し、結局、Reasonable（合理的）の明確化は業界の商習慣、当事者間の関係、市場環境など個々の事例によって判断は異なるもので、全てのケースに当てはまる基準はないということが改めて認識された。欧州委員会¹⁹も “There is no one-size-fit-all solution on what FRAND is;” と述べている。

3.4.3. ライセンスを受ける者 Refusal right to license

FRAND 宣言はライセンスの申入れをする全ての

者にライセンスを行う義務があり拒否できない (License to all) という解釈が新たに主張され、従来からの IPR ポリシーはだれもが標準を実施できる環境を実現する (Access for all) ことであり、全ての実施者へのライセンス供与を義務付けるものではないという考え方と対立した。特許権の消尽や既存契約の関係などから全てのライセンス申入れ者にライセンス供与することは過剰な負担を特許権者に強いるものであるという主張に対して、サプライチェーン上流での解決を望む差止禁止派との対立は先鋭化した。この議論は各国の行政や競争法当局、裁判所を巻き込み標準化団体の外でも議論が継続している。

その他に特許譲渡での FRAND 宣言義務の継承も議論され、FRAND 宣言は特許と共に継承されるべきという意見でコンセンサスが得られ、ITU の IPR ポリシーに盛り込まれたあと、2018 年には ISO/IEC との共通パテントポリシーに引き継がれた²⁰。

ITU/ETSI での議論を総括すると、FRAND 義務の継承を除き議論は対立を残したまま、平行線となった。しかし、そこでの議論を通じて対立点が整

理されたことは意味があった。その後、2015年7月に欧州司法裁判所（ECJ）が Huawei v ZTE 訴訟で FRAND 宣言特許に基づく差止請求権の制限について基準を示したことで、ITU/ETSI での FRAND 宣言の議論は沈静化され、2016 年以降は ITU IPR Ad-hoc²¹ では、論点は SEP 情報公開の在り方、オープンソースソフトウェアの取扱いに移行した。

3.4.4. ITU・ETSI の3年にわたる議論に参加して

欧州では知財・法務の専門家が世界中から集まり FRAND 宣言特許における差止請求権の可否や、宣言における Reasonable / Non-Discriminatory の文言の明確化を3年の長きに亘って議論を行った。筆者もその議論に加わった。しかし、あらゆるケースに適応できるような万能薬はなかった。標準化は特許や法務の専門家ではない技術者の活動である。標準化に係る IPR ポリシーはシンプルで理解しやすいものが望ましい。一方、標準が利用される国や業界や市場の慣習は個々に異なり、実施態様や競合関係も日々変動する。従って、国際的な標準化団体は、国や習慣、言語が異なっても共有できる基本的な理念を規定するに止め、あとはそれぞれの個別事情を考慮して当事者間での交渉もしくは司法判断による解決に委ねることが適切と感じている。

3.5. IEEE IPR ポリシー改定（2013年～2015年）

欧州における標準化団体の ITU IPR Ad-hoc や ETSI IPR 委員会の議論と、米国における標準化団体の議論は異なる進展をみせた。米国では IEEE が FRAND 宣言の明確化を行う議論の中心となった。2013年3月 IEEE-SA Standard Board Patent Committee (PatCom) の会合で、PatCom 議長は米国司法省ヘッセ局長が ITU Patent Roundtable で提言した “Six Small Proposals for SSOs Before Lunch” を検討するため Ad hoc グループの設立を宣言した。同年6月には議長が任命した Ad hoc メンバーが紹介された²²。しかし、標準化団体の行動規範に反して、Adhoc 設立に関し事前のアナウンスやメンバー募集はなく、その運営に懸念の声が続出した。設立時のメンバー構成は、HP (PatCom Chair), Intel (Adhoc Chair), Apple, Broadcom, NETovations

Group, IBM, Microsoft の7名であったが、ITU IPR Adhoc での差止禁止派から5名が入っているのに対し差止擁護派は不在であった。その後も IEEE の PatCom 運営をめぐることは2013年8月会合、2014年6月会合と対立は深まった。

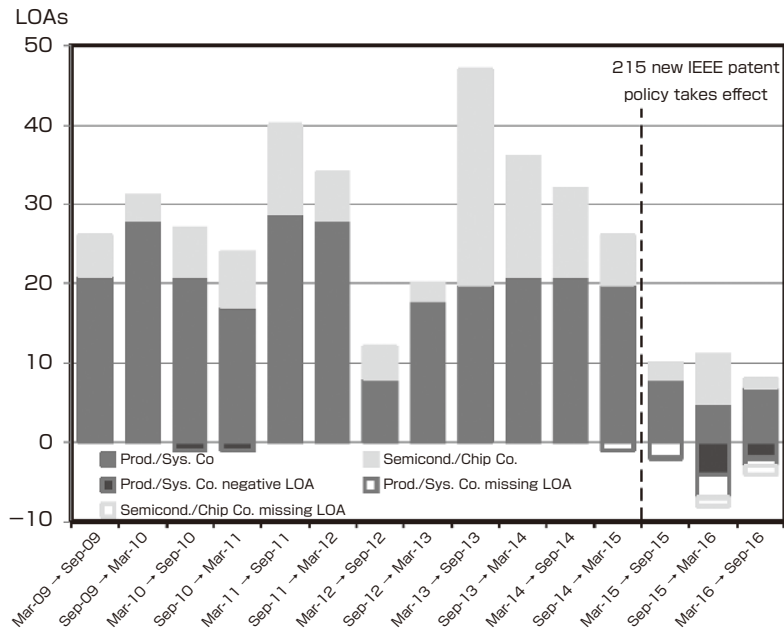
IEEE-SA の最終議決機関である Board of Governors は DOJ の支持を前提に、2014年12月に Standards Board Bylaws Section 6 (IPR ポリシー) の改定を承認し、2015年2月に DOJ から好意的見解が出たことから翌2015年3月15日に発効した。強引な手続きの背景には当時の DOJ が HOLD-UP 対策を求めている事情があったと思われる²³。

この改定 IPR ポリシーの変更点²⁴は以下の通りである。

- ・特定の場合を除き、差止請求を行わないこと。
- ・合理的料率決定においては以下の点を考慮する。
 - 最小販売可能規格準拠製品 (Smallest Saleable Compliant Implementation = SSCI) 価格をロイヤリティベースとする
 - 交渉対象必須特許の全 IEEE 規格必須特許との比較における価値
 - 差止の強迫のない状況で合意された対象必須特許のライセンス契約条件
- ・IEEE 標準の必須又はオプションの一部分を実装する部品、サブアセンブリーが「規格準拠製品」に含まれる。
- ・必須ではない特許の許諾を強制してはならない。
- ・必須特許に関する宣言は、当該特許の継承者を拘束する。

2015年改定は業界にさまざまな後遺症を残した。このことは改定後の LOA (Letter of Assurance) 提出状況を見るとわかる²⁵。改定 IPR ポリシーの内容に強く反対していたメンバー14社が2007年から2013年の間に提出した必須特許件数は IEEE に提出された必須特許全数の45%を占めていたが、IPR ポリシー改定後から LOA 提出件数が急減し、代わりに Negative LOA (ライセンス拒否) や Missing LOA (開示された必須特許に LOA が提出されていないケース) が増加した。

図2 IEEE LOA 提出数の経年変化 (引用文献 25 から抜粋)



Sources: LOA lists, IEEE-SA PatCom; Missing LOAs in: 802.15 minutes, 17-Sep-2015; 802.11 LOA Requests Register, 16-Sep-2016.

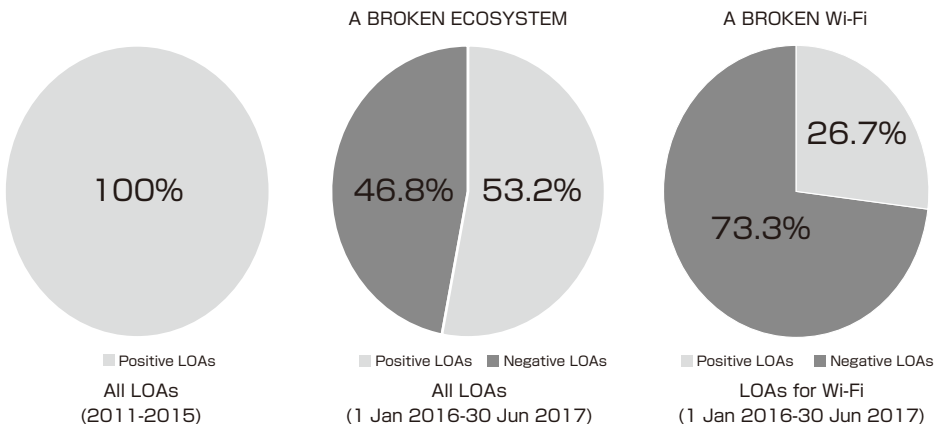
改定以前は100%Positive LOA（無償もしくはRAND 宣言）であったのに対し、改定後は半数以上がNegative LOA（ライセンス拒否）で、特にWiFi 標準に関しては73%強がNegative LOAであった²⁶。

2015年に入ってもIEEE改定IPRポリシーをめぐ

る対立が続くなか、更に米国の国家標準を承認する標準化機関であるANSIを舞台に異例の事態が起きた。ANSIは通例IEEEからの標準申請提案を承認するが、2019年3月IEEE 802.11ahとIEEE 802.11ai（いずれもWiFi標準）を承認しないと公示

図3 IEEE IPRポリシー変更前後のLOA提出状況 (引用文献 26 から抜粋)

LETTERS OF ASSURANCE (LOAs)
SUBMITTED TO IEEE-SA



Source: IEEE-SA records of standards-related patent letters of assurance, available at <http://standards.ieee.org/about/sasb/patcom/patents.html>

Source: IEEE-SA records of standards-related patent letters of assurance for IEEE standards 802.11 & amendments, available at http://standards.ieee.org/about/sasb/patcom/pat802_11.html

した²⁷。相次ぐライセンス拒否宣言の増加がその理由と考えられた。IEEEは結局2019年6月に、IEEE改定前にあったLOAでも提出を受け付けるという例外規定を発表した。これによりANSIで非承認となった802.11ah及び802.11aiは2015年3月15日以前の旧IPRポリシーに基づくLOAにより提出が可能となり、事態は収束した。

DOJの進めたHOLD-UP対策に迎合したIEEEの強引なIPRポリシー変更は業界に傷跡を残した。標準策定活動には多くの企業や個人が参加するが、技術提案を行い標準策定に貢献できるコアメンバー企業は限られている。数百社が参加しているIEEEにおいてコアメンバー14社が全体の45%にあたる宣言特許を保有している²⁸。標準化団体においては単純な多数決によるIPRポリシーの変更は危険な賭けである。もしIEEE Bylawsで定めているようにコンセンサスが得られるまで十分な討議をすればこのような混乱は避けられたであろう。

2017年に新トランプ政権下でDOJ反トラスト局長となったMakan Delrahim²⁹のもとDOJは立場を変え、2020年にUpdated Response to IEEE Request for Business Review³⁰を出した。2015年のIEEEに対するDOJのビジネスレビューレーターに追加コメントを発表し、IEEEに対し2015年IPRポリシーの再考を要求した。

標準化団体の活動の目標は最善の技術ソリューションを社会に提供することであり、技術貢献を行うことに對するインセンティブと策定された標準の普及を促進するモチベーションのバランスを図ることが重要である。標準化団体は開かれた場として、常に参加者のコンセンサスを得ながらルールを変更していくという姿勢が重要であった。IEEEでの混乱は標準化団体での議論の進め方のあり方を示唆している。

4. 最後に

標準化団体における欧州での議論と米国での議論をみてきた。IPRポリシーをめぐる議論の対立から見えてきたのは、通信規格を利用する市場の急激な拡大により新たに参入したIT企業と従来の標準化

活動を支えてきたレガシー企業との対立の構図である。新規参入者はレガシープレーヤの既得権を弱体化もしくは排除して、特許訴訟リスクと標準規格の利用コストを最小限にしたい、レガシープレーヤは過去の投資によって構築した知財資産を守り投資回収することで標準化によるエコシステムを維持したいと考える。新規参入者はIoT、自動車産業に拡大している。それぞれが全く異なる利害を持ち、標準化団体への参加者も変化している³¹。

標準化活動は多くの企業が参加することでよりイノベーションが促進される可能性がある。そのために標準化活動への参加のモチベーションを維持させなければならない。標準を利用する者の受益は、それまでに標準に開発投資を行ってきた企業の貢献の上に成り立っている。全ての人が標準を利用できる環境を構築しつつ、継続的な標準化への技術貢献を可能とする公平で適正な仕組みを維持するため、FRAND宣言を中心とするIPRポリシーは標準のエコシステムを支えてきた。その仕組みを維持・成長させるには標準化団体での議論は常にバランスに配慮した、コンセンサス遵守の議論が行われる必要がある。欧米における2010年代の標準化団体での議論はそのことを私達に示している。

追補

紙面の関係で本文では触れられなかったが、ITUやETSIでの議論の他に、技術提供者（差止擁護派）と標準利用者（差止禁止派）の間での類似の対立は、別の標準化団体CEN/CENELECの場でも見られた。両グループはそれぞれが考える「IoT時代のSEPライセンスの行動規範」をCWAという合文書の形で別々に公開した。

技術提供者が主体の発表 CWA17431 2019年6月12日

<https://www.cencenelec.eu/news/workshops/Pages/WS-2019-013.aspx>

標準利用者が主体の発表 CWA95000 2019年6月12日

<https://www.cencenelec.eu/news/workshops/Pages/WS-2019-014.aspx>

注

- 1 Standard Essential Patents (標準必須特許)
- 2 標準化団体には国連や各国行政が運営に関する公的な機関と、複数企業が集まり運営する団体がある。前者の標準をデジュール標準(例: ISO 標準, JIS 規格など)といい、後者をフォーラム標準(例: DVD, Bluetooth, HDMI)という。それ以外に、単独企業の標準が市場の取捨選択・淘汰によって市場で支配的になったものをデファクト標準(例: Windows)という。
- 3 ETSI Intellectual Property Rights Policy では、その目的を Policy Objectives 3.1 項で規定している <https://www.etsi.org/images/files/IPR/etsi-ipr-policy.pdf>
- 4 Common Patent Policy for ITU-T/ITU-R/ISO/IEC <https://www.itu.int/en/ITU-T/ipr/Pages/policy.aspx>
- 5 Guidelines for Implementation of the Common Patent Policy for ITU-T/ITU-R/ISO/IEC https://www.iec.ch/members_experts/tools/patents/documents/Guidelines_for_Implementation_of_the_Common_Patent_Policy.pdf
- 6 FRAND 宣言と RAND 宣言は同じ趣旨。対象とする標準を特定し保有する標準必須特許を FRAND (Fair, Reasonable and Non-Discriminatory) 条件でライセンスする用意があると標準化団体に提出した宣言をいう。特許番号を特定する場合と特許番号を特定しない包括宣言とがある。
- 7 BBC web news 2011 年 7 月 1 日 “Apple and Microsoft group buys Nortel patents” <https://www.bbc.com/news/business-13986877>
- 8 “Fact about Google’s acquisition of Motorola” by Google <https://www.google.com/press/motorola/> Google は通信関連特許取得を目的に Motorola Mobility の企業買収を行った。
- 9 31 January 2012 Commission opens proceedings against Samsung https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_12_89
- 10 03 April 2012 Commission opens proceedings against Motorola https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_12_345
- 11 Apple, Inc. v. Motorola, Inc., No. 11-CV-08540, 2012 WL 2376664 (N.D. Ill. June 22, 2012).
- 12 ITU Patent Roundtable Geneva, Switzerland 10 October 2012 Closing Address <https://www.itu.int/en/ITU-T/tsbdir/sap2012/Pages/patent-20121010b.aspx>
- 13 “Six “Small” Proposals for SSOs before Lunch” by Renata Hesse, Deputy Assistant Attorney General Antitrust Division of DOJ October 10, 2012 <https://www.justice.gov/atr/file/518951/download>
- 14 Disapproval of the U.S. International Trade Commission’s Determination in the Matter of Certain Electronic Devices, Including Wireless Communication Devices, Portable Music and Data Processing Devices, and Tablet Computers, Investigation No. 337-TA-794 https://ustr.gov/sites/default/files/O8032013%20Letter_1.PDF
- 15 U. S. Dep’t of Justice and U.S. Patent and Trademark Office. Policy Statement on Remedies for Standards-Essential Patents subject to Voluntary FRAND Commitments January 8, 2013 <https://www.justice.gov/atr/page/file/1118381/download>
- 16 Landscaping study on standard essential patents (2016) Page 11 https://ec.europa.eu/growth/content/landscaping-study-standard-essential-patents-europe-0_en 全世界の FRAND 宣言特許の 70% が ETSI で宣言されている。
- 17 その後 2014 年に 4 回、2015 年に 3 回開催された。
- 18 平成 23 年度特許出願技術動向調査報告書 携帯高速通信技術 (LTE) 特許庁 P.23
- 19 Communication from the Commission to the European Parliament, The Council and the European Economic and Social Committee Setting out the EU approach to Standard Essential Patents 29 November 2017 P.9
- 20 Guideline for Implementation of the Common Patent Policy for ITU-T/ITU-R/ISO/IEC (2/11/2018) Annex 3 https://www.itu.int/dms_pub/itu-t/oth/04/04/T0404000010005PDFE.pdf
- 21 開催頻度も年 1 回に減少した。
- 22 IEEE PatCom meeting minutes March 4, 2013 <https://standards.ieee.org/content/dam/ieee-standards/standards/web/governance/patcom/0313mins.pdf>
- 23 Letter re IEEE-SA Patent Policy Review on June 5, 2014 from David Law of PatCom Chair to IEEE-SA Standard Board
- 24 Draft IEEE Standards Board Bylaws draft39 versus current policy https://grouper.ieee.org/groups/pp-dialog/drafts_comments/SBBylaws_100614_redline_current.pdf, Approved Clause 6 of the SASB Bylaws, <https://standards.ieee.org/content/dam/ieee-standards/standards/web/documents/other/approved-changes.pdf>
- 25 Ron D. Katznelson, Ph. D. “The IEEE controversial policy on Standard Essential Patents – the empirical record since adoption” at Symposium on Antitrust, Standard Essential Patents, and the Fallacy of the Anticommons Tragedy, Berkeley, CA. October 29, 2019
- 26 Dina Kallay of Ericsson RIETI 政策セミナー「標準と知的財産：最新動向と戦略—世界の動きをにらみ日本がとるべき戦略を考える」2017 年 12 月 8 日 https://www.rieti.go.jp/en/events/17120801/pdf/p-6_kallay.pdf
- 27 15 page of ANSI Standards Action Vol. 50, #9 March 1, 2019 <https://share.ansi.org/Shared%20Documents/Standards%20Action/2019-PDFs/SAV5009.pdf>
- 28 Ron D. Katznelson, Ph. D. の分析
- 29 Assistant Attorney General Makan Delrahim Delivers Remarks at the USC Gould School of Law’s Center for Transnational Law and Business Conference, Nov. 10, 2017. Makan Delrahim は HOLD-UP よりも HOLD-OUT (Reverse HOLD-UP) が産業の発達、技術の進歩に対する障害となりより問題であると述べる。
- 30 DOJ Updated 2015 Business Review Letter to the IEEE on September 10, 2020 <https://www.justice.gov/atr/page/file/1315291/download>
- 31 ETSI IPR Committee 議長に Audi の Steve Faraji が選出された。「5G の標準化と IoT 製品への展開に向けて新しいステークホルダーの利害を反映していくことが必要です」と紹介されている。New governance for ETSI’s General Assembly and IPR committee on 29 November 2018 <https://www.etsi.org/newsroom/press-releases/1456-2018-11-press-new-governance-for-etsi-s-general-assembly-and-ipr-committee>